

神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会
W. Co 基金 助成事業規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会（以下、連合会という）が行う W. Co 基金の助成事業に関し、必要な事項を定める。

(助成事業)

第2条 W. Co 基金は、非営利・協同による市民セクターの拡大のため、W. Co による自前の「コミュニティファンド」として、申請に基づき、必要な資金の助成を行う。

- 1) W. Co の立ち上げを支援
- 2) W. Co の継続を支援
- 3) その他

(助成申請者の資格)

第3条 申請者は次のとおりとする。

- 1) 連合会に加入している W. Co 又は、複数の W. Co の連名
- 2) 連合会に加入予定の W. Co 設立準備会
- 2 但し、助成を受けた事業の終了報告書が提出されていない団体は次の助成の申請はできない。

(助成金基準)

第4条 助成金額は原則として申請額（上限20万円）とする。

- 2 但し、次の場合には、申請額を下まわる場合がある。
 - 1) 内容と申請額が相当でない場合
 - 2) 助成によって事業の自立性を損なう場合
 - 3) 申請額がその年度予算に定めた助成金総額を上回った場合
 - 4) その他 連合会理事会が判断した場合
- 3 新規 W. Co 及び W. Co 設立準備会の助成金には研修費用を含むこととする。

(助成の申請)

第5条 助成の交付を受けようとする団体は、別に定める申請書により連合会に申請しなければならない。

(申請の受理)

第6条 申請の受理は、随時行う。

W. Co 設立準備会及び新規加入 W. Co は、同一年度内には合わせて1回とする。

(助成の決定)

第7条 申請書の提出を受けた場合、事業年度の予算の範囲内で助成対象団体、ならびに助成額を決定する。

- 2 助成対象団体及び助成額の決定は連合会代表者会議（議案調整会議）が行い、理事会の承認を得るものとする。

(選考の方法及び基準)

第8条 選考にあたっては、事業の目的に沿って連合会代表者会議（議案調整会議）で面接担当者を決定し、書類審査及び面接審査を行う。

2 『W.Coの価値と原則』を基本に審査を行う。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、連合会理事長により申請者に交付する。

(報告の義務)

第10条 助成を受けた団体は、助成対象になった事業・活動について報告書を提出する。

(規程の変更)

第11条 この規程の変更は、連合会理事会の議決を経て変更できる。

(付則)

この規程に定めるもののほか、必要な事項は連合会理事会が定める。

この規程は、2004年9月28日より施行する。

改定 2010年4月10日

改定 2012年5月23日

改定 2014年7月24日

改定 2015年8月31日

改定 2016年5月25日

改定 2019年5月21日